



くらしのまど

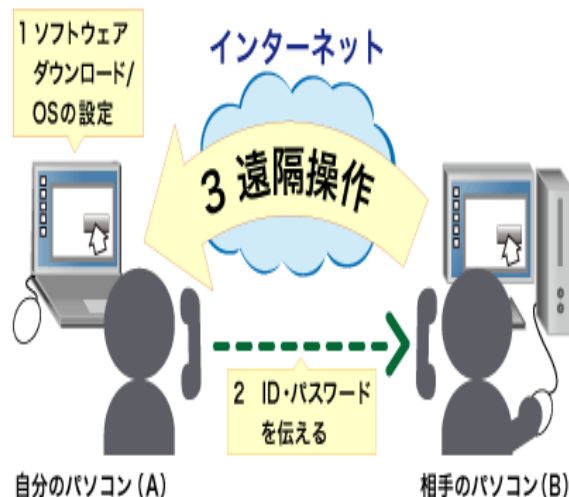
vol. 2

よくわからないまま契約していませんか？

遠隔操作によるプロバイダ 乗り換え勧誘に注意を！

<相談事例> 突然電話があり、現在のプロバイダを乗り換えれば、利用料金が安くなると勧誘された。よく理解できなかったが、毎月支払う料金が安くなるならと思い、承諾した。その日のうちに遠隔操作が行われ、変更手続きがなされたが、実際には安くならず、解約を希望したら、高額な違約金を請求された。

パソコンの遠隔操作とは？



アドバイス)

- ① 電気通信サービス（含プロバイダ契約）等の契約は、特定商取引法の適用がないため、法律上のクーリング・オフ制度はありません。従って、口頭の合意でも、手続き完了後の一方的なキャンセルは難しくなります。
- ② 業者に自分のパソコンを操作させると、最終的な契約内容を確認できないだけでなく、自分のパソコンの情報を業者に見られたり、操作されたりするなど、セキュリティを危険にさらすこととなります。遠隔操作させる場合は、操作の内容をきちんと確認し、安易に事業者に遠隔操作をさせて契約しないように注意しましょう。

郡山市消費生活センター

電話相談 921-0333 (9:00~16:00)
来所相談 市役所西庁舎3階 (8:30~17:15)



郡山市イメージキャラクター
がくとくん